

アクセシビリティ関連基準整理例（主に施設整備）

参考資料1

エリア	項目	横浜市 福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル		大阪・関西万博 施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン 【改訂版】(民間パビリオン用)		備考	
		指定施設整備基準	望ましい整備	規制(Control)	推奨(Guide)		
共用空間	園路	幅員	【施設整備マニュアル 公園編】 ○1,800mm以上	—	—	—	○都市公園移動等円滑化基準:1,800mm以上(※やむを得ない場合:1,200mm以上)
	出入口	幅員	【施設整備マニュアル 公園編】 ○1,200mm以上	—	—	—	○都市公園移動等円滑化基準:1,200mm以上(※やむを得ない場合:900mm以上)
庭園 (屋外展示、屋外出展)	園路	幅員	【施設整備マニュアル 公園編】 ○1,800mm以上	—	—	—	○都市公園移動等円滑化基準:1,800mm以上(※やむを得ない場合:1,200mm以上)
	階段	幅員	【施設整備マニュアル 公園編】 ○1,200mm以上	—	(○主たる経路1,800mm以上)	(○主たる経路2,000mm以上)	
	傾斜路	幅員	【施設整備マニュアル 公園編】 ○1,200mm以上	【施設整備マニュアル 公園編】 ○1,800mm以上	(○主たる経路1,800mm以上かつ、敷地内の通路および廊下等の幅以上) (○やむを得ず主たる経路ではない傾斜路とする場合1,200mm以上)	(○主たる経路2,000mm以上かつ、敷地内の通路および廊下等の幅以上) (○やむを得ず主たる経路ではない傾斜路とする場合1,400以上)	○都市公園移動等円滑化基準:1,200mm以上(段に併設の場合900mm以上)
		勾配	【施設整備マニュアル 公園編】 ○8%以下	—	(○高低差151mm以上:1/20(5%)以下) (○高低差76mm以上150mm以下:1/10(10%)以下) (○高低差75mm以下:1/8(12.5%)以下)	(○1/20(5%)以下)	○都市公園移動等円滑化基準:8%以下
建築物	敷地内通路(屋外)	幅員	【施設整備マニュアル 建築物編】 ○1,400mm以上	【施設整備マニュアル 建築物編】 ○1,800mm以上	○1,800mm以上	○2,000mm以上	○建築物移動等円滑化基準:1,800mm以上
	出入口	幅員	【施設整備マニュアル 建築物編】 ○直接地上へ通ずる出入口:900mm以上 ○その他の出入口:800mm以上	【施設整備マニュアル 建築物編】 ○1,200mm以上	○850mm以上 ○主要な出入口:1,000mm以上	○950mm以上 ○主要な出入口:2,000mm以上	○建築物移動等円滑化基準:800mm以上
	廊下等(屋内)	幅員	【施設整備マニュアル 建築物編】 ○1,400mm以上	【施設整備マニュアル 建築物編】 ○1,800mm以上	○1,800mm以上	○2,000mm以上	○建築物移動等円滑化基準:1,200mm以上
	階段	幅員	【施設整備マニュアル 建築物編】 ○1,200mm以上	【施設整備マニュアル 建築物編】 ○1,300mm以上	○主たる経路1,800mm以上	○主たる経路2,000mm以上	○建築物移動等円滑化基準:1,400mm以上
	傾斜路	幅員	【施設整備マニュアル 建築物編】 ○1,400mm以上(段に併設の場合1,000以上)	【施設整備マニュアル 建築物編】 ○1,800mm以上	○主たる経路1,800mm以上かつ、敷地内の通路および廊下等の幅以上 ○やむを得ず主たる経路ではない傾斜路とする場合1,200mm以上	○主たる経路2,000mm以上かつ、敷地内の通路および廊下等の幅以上 ○やむを得ず主たる経路ではない傾斜路とする場合1,400以上	○建築物移動等円滑化基準:1,200mm以上(段に併設の場合900mm以上)
勾配		【施設整備マニュアル 建築物編】 ○1/12(8.3%)以下	【施設整備マニュアル 建築物編】 ○1/15(6.7%)以下	○高低差3,001mm以上:1/20(5%)以下 ○高低差301mm以上3,000mm以下: 1/14(7.1%)以下 ○高低差300mm以下:1/12(8.3%)以下	○高低差301mm以上:1/20(5%)以下 ○高低差300mm以下:1/14(7.1%)以下	○建築物移動等円滑化基準:1/12(8.3%)以下(高低差160mm以下:1/8(12.5%)以下)	

エリア	項目	横浜市 福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル		大阪・関西万博 施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン 【改訂版】(民間パビリオン用)		備考
		指定施設整備基準	望ましい整備	規制(Control)	推奨(Guide)	
建築物	バリアフリートイレ	<p>【施設整備マニュアル 建築物編】</p> <p>○便所のうち1以上(男女の区別がある場合はそれぞれ1以上)に、車いす使用者用便房及びオストメイト用便房を設ける</p> <p>○一定規模以上の建築物には、便房のうち1以上(男女の区別がある場合はそれぞれ1以上)に、乳幼児用椅子及び乳幼児用おむつ交換台を設け、その旨の表示を行う</p>	<p>【施設整備マニュアル 建築物編】</p> <p>○車いす使用者用便房以外にも、車いす使用者が利用できるよう戸の有効幅員や十分な空間を確保した広めの便房を設ける</p> <p>○オストメイト対応設備は、建築物の区分ごとに1以上</p> <p>○乳幼児用椅子及び乳幼児用おむつ交換台は車いす使用者用便房以外に設ける</p>	<p>○車いす使用者が円滑に利用することができる便房を1以上</p> <p>○オストメイト対応の水洗器具を設けた便房を1以上</p> <p>○複数の便房を設置する場合は、車いす使用者用簡易型便房、オストメイト設備、乳幼児用設備等のうち、混雑回避に資するニーズの高い個別機能を備えた便房を分散設置</p>	<p>以下の分散設置</p> <p>○車いす使用者便房以外にオールジェンダートイレ</p> <p>○男性用便所、女性用便所内においても、車いす使用者用簡易型便房</p> <p>○男性用便所、女性用便所内において、オストメイト設備、乳幼児用設備</p>	○建築物移動等円滑化基準:1以上
	大きさ	<p>【施設整備マニュアル 建築物編】</p> <p>○車いす使用者が円滑に利用できるような十分な空間を確保</p> <p>○車いすの回転スペースは直径1,500mm以上</p>	—	<p>○内法寸法2,200mm×2,200mm以上</p> <p>○車いすの回転スペースは直径1,800mm以上</p>	○機能分散を前提とし、付加される機能に応じた広さを確保	○建築物移動等円滑化基準:車椅子使用者が設備・備品等を使用できる等、車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保
	エレベーター	<p>【施設整備マニュアル 建築物編】</p> <p>○幅1,400mm×奥行1,350mm以上(2,000㎡以上の建築物)</p>	<p>【施設整備マニュアル 建築物編】</p> <p>○幅1,600mm×奥行1,350mm以上</p>	<p>○幅1,700mm×奥行1,500mmまたは同等水準のサイズ※</p> <p>※JIS規格17人乗り</p> <p>○幅2,000mm×奥行1,350mmまたは幅1,800mm×奥行1,500mm</p>	<p>○幅2,100mm×奥行1,500mmまたは同等水準のサイズ※</p> <p>※JIS規格24人乗り</p> <p>○幅2,150mm×奥行1,600mmまたは幅2,000×奥行1,750mm</p>	○建築物移動等円滑化基準:幅1,400mm×奥行1,350mm以上(2,000㎡以上の建築物)
	出入口幅員	<p>【施設整備マニュアル 建築物編】</p> <p>○800mm以上</p> <p>※ただし、常時、相互に行き来できる区画の床面積が5,000㎡を超える場合、その区画内にあるエレベーターは900mm以上</p>	—	<p>○1,000mm以上</p> <p>※ただし、かごの大きさの寸法のJIS規格に合った幅とすることができる</p>	○1,100mm以上	○建築物移動等円滑化基準:800mm以上
共通	視覚障がい者誘導用ブロック	<p>【施設整備マニュアル 公園編】</p> <p>○歩道上から出入口に至る経路に敷設</p> <p>○出入口から点字案内板・触知板まで敷設</p> <p>【施設整備マニュアル 建築物編】</p> <p>○歩道上から案内設備または案内板までの経路に敷設</p>	<p>【施設整備マニュアル 公園編】</p> <p>○必要に応じ出入口から建築物等まで連続して敷設</p>	<p>○敷地境界から、建物の出入口付近に配置される主たる案内設備又は案内所に至る経路に、視覚障がい者誘導用ブロック(または音声誘導装置、その他の方法)を敷設</p>	<p>○便所、エレベーター、主要な利用居室等利用頻度が高い場所まで、視覚障がい者誘導用ブロック(または突起のない材質の違う路面の組み合わせ、人的サポート、ICTの活用等)を敷設</p> <p>○左記以外の案内設備(例えばトイレに設置される触知図や各階のフロアマップ等)まで敷設</p> <p>○施設用途を考慮した上で、廊下等に連続して敷設</p>	